

第3次宗像市国土利用計画(素案)の概要版

本市を取り巻く主な現況

自然的特性
貴重な自然のうち、玄海国立公園として、さつき松原のクロマツ林、地島の大部分及び勝島など683haが指定

社会的及び経済的特性
令和2年以降、人口減少に転じる予測
令和7年以降は3割以上が高齢者となる予測

産業
農業：経営耕地面積、農家数、農家人口ともに減少傾向
漁業：就業者数、漁獲高は総じて減少傾向、漁獲額は増加傾向
工業：従業者数、製造品出荷額ともに増加傾向
商業：従業者数、年間商品販売額、事業所数ともに減少傾向

公共公益施設
官公庁施設は市役所周辺、文化・交流施設は「宗像ユリックス」周辺に集積
「宗像大社辺津宮」周辺には郷土文化学習交流施設の「海の駅むなかた館」、玄界灘に近接する国道495号沿いには観光物産機能を有する「道の駅むなかた」が立地するなど、地域特性を表す公共施設配置

歴史、文化、観光・レクリエーション
宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町の街なみなど貴重な歴史・文化遺産を有する
平成29年7月に「宗像・沖ノ島関連遺産群」が世界遺産に登録
玄界灘に面した美しい海岸線、さつき松原、大島、地島、沖ノ島、釣川、四塚連山などの豊かな自然資源や、活魚料理を代表とする食の資源などの観光・レクリエーション資源を有する

土地利用上の課題

(1) **持続可能な国土の利用・管理**
本格的な人口減少・少子高齢社会の到来に備え、国土の適正な利用と管理を通じて、荒廃させない取組の推進

(2) **防災・減災対策による安全・安心な都市づくり**
地域特性を十分に踏まえた防災・減災対策の強化
災害リスクの高い地域における適切な土地利用の制限 等

(3) **環境との共生を基盤とした都市づくり**
「ネイチャーポジティブ」の考えに根差した、人と自然にやさしい環境負荷の少ない都市づくりの推進

(4) **将来にわたり市民の生活利便性を維持する持続可能な都市づくり**
生活に必要な機能の集積、都市の魅力や地域特性を活かした多極型な拠点づくり、交通ネットワークづくり 等

(5) **良好な住宅ストックを活かした住環境の再生**
建て替え時期を好機とした、拠点等とのアクセス性が高く、安全で多様な世代が住む続けられる住環境への再生

(6) **都市活力を増進する産業の活性化**
観光拠点に近接した場所における魅力あるサービス拠点づくりのための用地確保
新たな産業基盤の創出に向けた用地確保

(7) **地域資源の保全活動促進による美しい都市づくり**
デジタル技術の活用を視野に入れた、地域資源の保全・活用の活発化
自然環境と都市活動が調和した美しい景観の形成

基本理念

市土利用の基本理念

1) 拠点性の向上と将来にわたる利便性の確保
本格的な人口減少・少子高齢化に備え、中心部の拠点性を向上させるとともに、生活に身近な範囲に拠点を形成し、公共交通などのネットワークを強化することで、将来にわたる生活利便性を確保していく

2) 豊かな地域資源の継承
豊かな自然環境や、歴史・文化遺産などの地域資源を次世代に継承し、都市活動と調和を保ちながら保全に努める

3) 既存ストックの有効活用
これまで培ってきた既存ストックを十分に活用し、暮らしの質や利便性を向上させるとともに、持続可能な都市づくりの実現を目指す

4) メリハリのある土地利用の誘導
多彩な地域資源と調和のとれた良好な環境を保全するとともに、災害リスクの状況などの地域特性を十分に踏まえたうえで、戦略的・計画的な土地利用を推進するなど、均衡のとれたメリハリのある土地利用を誘導する

基本方針

1. 集約型都市構造の充実
市の中心的な役割を担う赤間駅周辺の拠点性の向
東郷駅周辺への商業・業務、医療、福祉機能の集積
生活に身近なエリアにおける拠点形成・機能強化による
生活利便性の維持・向上
多様な拠点の有機的な連携強化に資する公共交通ネットワークの維持・充実、新たな方策の検討

2. 既存ストックの活用による定住・転入・交流人口の拡大
低未利用地や空き家、公共施設等の既存ストックを活用したにぎわい・交流を促進する空間の創出
住宅団地などの建て替え時期を好機とした、世代循環バランスの健全化、多世代交流の実現

3. 安心して快適に住み続けられる住環境の形成
激甚化・頻発化する自然災害へのソフト・ハード両面の防災対策の強化
災害リスクが高い地域において、安全性が確保された地域への緩やかな移転促進
ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進
多面的な機能を有する山林や農地、海岸の保全・活用
都市公園について多様な主体との連携による維持管理、にぎわいや交流を生む新たな活用方策の検討
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4. 地域特性に応じたメリハリのある土地利用の規制・誘導
開発需要に応じた計画的な用途地域の見直し検討
市街化調整区域などにおいて、周辺環境や災害リスクを十分考慮した適正な土地利用の促進
周辺環境との調和に十分配慮した、市の活力向上に資する新たな産業基盤の創出

5. 多彩な地域資源の保全と積極的な活用
多彩な自然環境、歴史・文化遺産の持続可能な形での保全、周辺を含めた一体的なにぎわいの創出、地域資源の有機的な連携に資する公共交通の再構築
多様な主体との連携・参画による地域資源の有効活用

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

目標年次 令和17年(2034年) おおむね10年後

利用区分ごとの規模の現況及び目標

単位：h a

	基準年	目標年	増減	構成比	
	2022年度	2035年度		2022年度	2035年度
農用地	2,134.0	2,102.0	32.0	17.8%	17.5%
田	1,550.0	1,526.8	23.2	12.9%	12.7%
畑	464.0	455.2	8.8	3.9%	3.8%
採草牧草地	120.0	120.0	0.0	1.0%	1.0%
森林	5,121.0	5,098.0	23.0	42.7%	42.5%
国有林	330.0	330.0	0.0	2.8%	2.8%
民有林	4,791.0	4,768.0	23.0	39.9%	39.8%
水面・河川・水路	375.0	375.0	0.0	3.1%	3.1%
水面	172.0	172.0	0.0	1.4%	1.4%
河川	107.0	107.0	0.0	0.9%	0.9%
水路	96.0	96.0	0.0	0.8%	0.8%
道路	907.0	917.5	10.5	7.6%	7.6%
一般道路	835.0	845.5	10.5	7.0%	7.0%
農道	44.0	44.0	0.0	0.4%	0.4%
林道	28.0	28.0	0.0	0.2%	0.2%
宅地	1,761.0	1,838.0	77.0	14.7%	15.3%
住宅地	1,204.0	1,232.9	28.9	10.0%	10.3%
工業用地	11.0	37.6	26.6	0.1%	0.3%
その他の宅地	546.0	567.5	21.5	4.6%	4.7%
その他	1,696.0	1,663.5	32.5	14.1%	13.9%
合計	11,994.0	11,994.0	0.0	100.0%	100.0%

(1) 農用地 陸地部では減少率が鈍化、離島部では現状のまま推移

陸地部：優良農地を中心に基本的には維持・保全に努めるものの、居住地を整備する際は、既存ストックを活用する観点などを鑑み、現状のまま推移した場合と比べて減少率の鈍化を想定
離島部：宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移

(2) 森林 陸地部では工業用地の確保により減少、離島部では現状のまま推移

陸地部：工業用地として一定規模の新規用地を確保する観点から減少
離島部：緑の保全を図る観点から現状のまま推移

(3) 水面・河川・水路

陸地部・離島部：現状のまま推移

(4) 道路 陸地部では住宅開発により増加、離島部では現状のまま推移

陸地部：都市計画道路の整備や住宅地の開発に伴う道路整備などにより増加
離島部：宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移

(5) 宅地 陸地部では住宅整備や商業施設などの立地により増加、離島部では現状のまま推移

陸地部：赤間駅周辺の中心拠点整備に伴う住宅整備や、周辺環境や災害リスクの状況を鑑みた適正な土地利用を推進する観点から増加
工業用地について、国道3号沿いなどにおいて、一定規模の新規用地を図る観点から増加
商業用地などその他の宅地については、赤間駅周辺の拠点機能の強化に資する整備、既存住宅団地の再生とあわせた都市機能の誘導、道の駅むなかたを拠点とした北部沿道商業地等の活性化を図る観点から増加
離島部：宅地や工業用地、商業用地への転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移

(6) その他 陸地部では工業用地の確保により減少、離島部では現状のまま推移

陸地部：工業用地として一定規模の新規用地を確保する観点などから減少
離島部：開発圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移

必要な措置の概要 主な内容を抜粋

【土地利用に関する法律などの適正な運用】

国土利用計画法をはじめとする土地利用関係法令に基づく適正な土地利用の推進

【土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保】

公園や広場、緑地などのオープンスペースの確保、狭あい道路の解消、通学路の環境整備
景観計画に基づく自然景観や歴史・文化遺産との調和、魅力ある都市景観の形成
流域治水の観点から総合的な治水対策の推進
太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入及び住宅地の省エネルギー化の促進
貴重な歴史・文化遺産および地域資源の保全・整備

【地域特性や拠点の役割に応じた地域整備施策の推進】

赤間駅周辺における多様な都市機能の集積、土地の高度利用による都市型居住の促進
東郷駅周辺における行政機能の維持、商業・業務、医療・福祉機能等の集積
教育大前駅周辺や地域コミュニティ拠点における生活に必要な機能の確保
広域都市間を連携する交通結節点の機能強化、周辺を含めた一体的なまちづくりの検討
多世代が安心して住み続けられる住環境の整備（団地再生、二地域居住に資する移住者の受け皿整備など）
国道495号沿道や神湊漁港、鐘崎漁港などにおける観光拠点の形成に寄与する計画的な店舗誘導、利便性・回遊性を高める土地利用の促進

【土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進】

海岸部の自然公園地域などにおける土地利用転換の抑制・保全
農用地における無秩序な転用の抑制、優良農用地の確保
市街化区域の未利用地における樹林地の保全
市街化区域内の空き家や低未利用地について、「宗像市空き家・空き地バンク」などによる住み替えの誘導
公共施設やインフラ再編の検討、老朽化が進む施設の長寿命化や集約化による機能強化など、既存ストックの活用
「宗像市市街化調整区域の整備・保全の方針」に基づく持続可能な集落環境の維持

【協働による土地の維持管理の促進】

公的機関に加え地域住民、企業、NPO、大学など多様な主体との協働により土地の維持管理
多様な主体が参画できる取り組みの推進

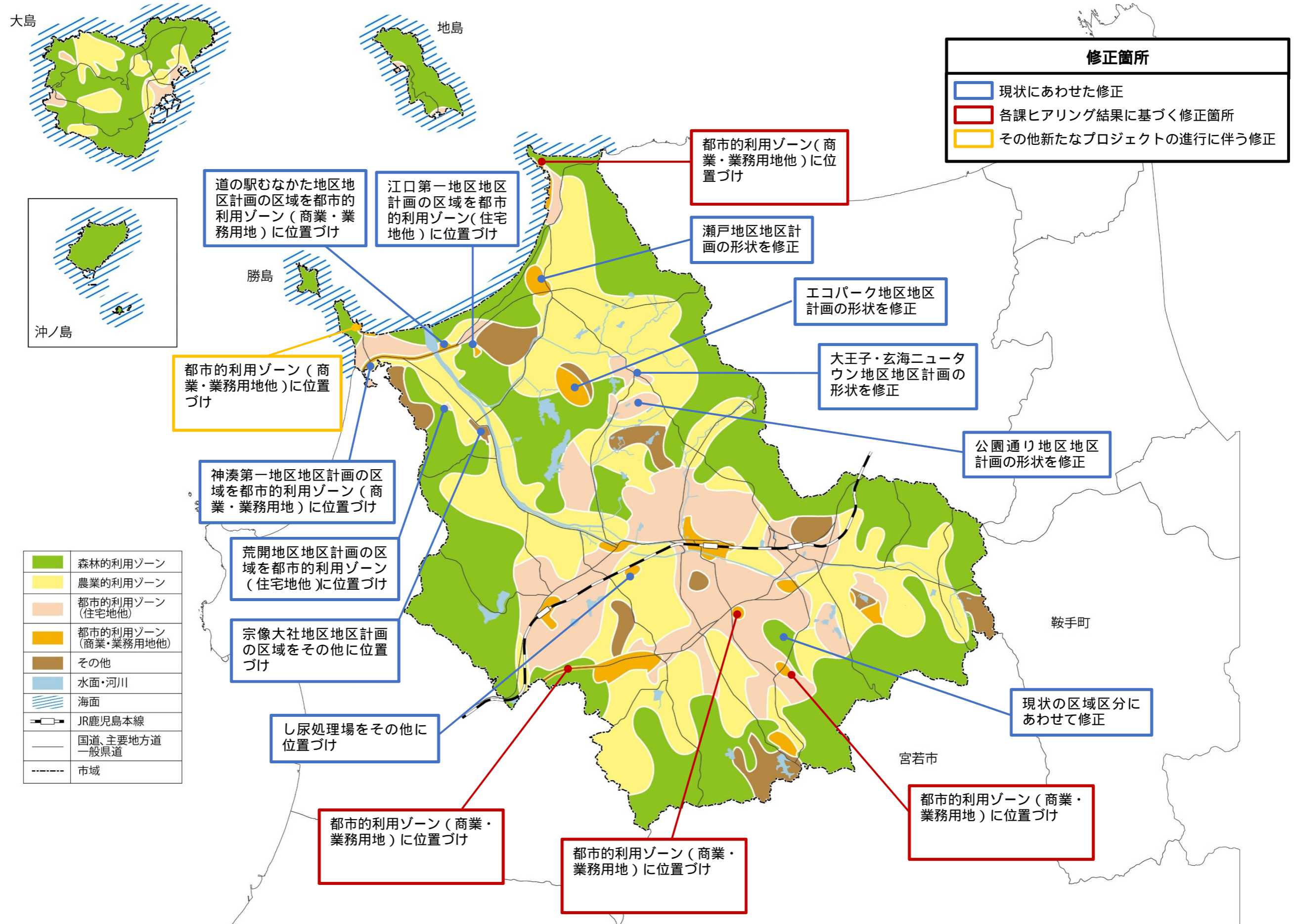
【土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発】

地籍調査など科学的かつ総合的な調査の実施による市土の実情の把握

【計画の推進】

計画の達成状況などの進行管理、土地利用の総合的・計画的な調整

土地利用構想図(案)



立地適正化計画 改定概要

1. 宗像市立地適正化計画の改定について

(1) 立地適正化計画とは

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進しようとするものです。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条に基づき、都市計画区域とします。

ただし、市街化区域と市街化調整区域では既存の土地利用規制・誘導が異なるため、具体的な都市機能や居住などの誘導の方法に違いがあります。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、令和17年とします。

立地適正化計画は、長期的なまちづくりの計画であることから、概ね20年後を目標として、総合計画及び都市計画マスタープランの次回見直しにおける目標年次を見据えて設定しています。

(4) 改定の背景・目的

本市では、人口減少・少子高齢化を背景とした様々な課題への対応に資する「多極ネットワーク型のコンパクトシティ」を形成するため、平成30年4月に「宗像市立地適正化計画」を策定しました。

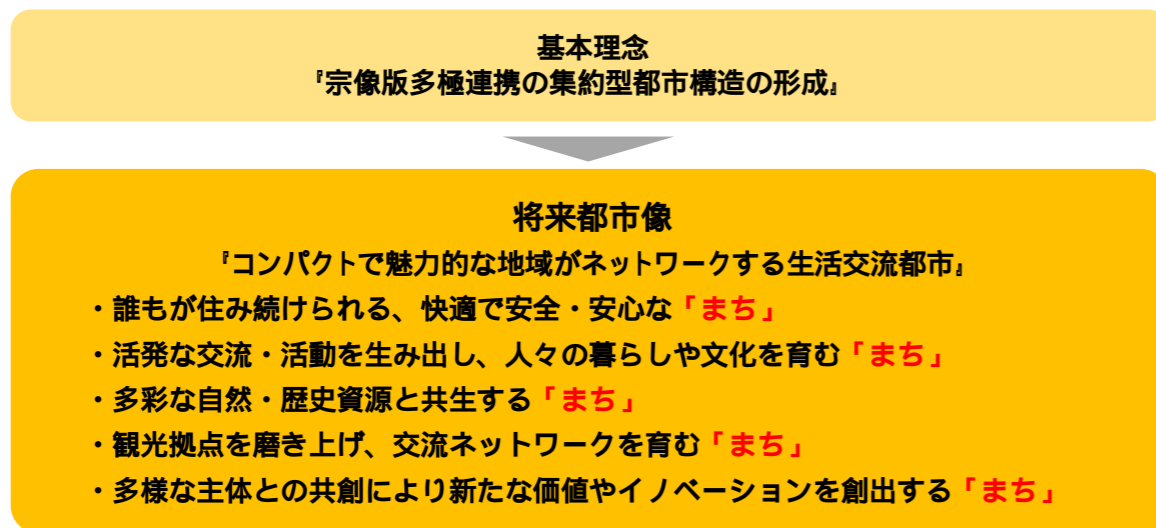
その後、2020年(令和2年)6月に、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりのための防災対策を示した「防災指針」の作成が位置づけられたことから、「防災指針」の作成や、社会情勢の変化、国土利用計画や都市計画マスタープランなどの上位計画との整合性を図る観点から、当初計画を改定することとしました。

(5) 都市づくりの基本方針

本市では、都市計画マスタープランにおいて、『コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市』を将来都市像として掲げ、その実現に向けて、次の通り基本理念を定め、将来都市構造の形成方針を定め、都市づくりを進めています。

本計画では、これらの方針を踏まえ、立地の適正化を図るため、都市機能の集積、居住の誘導、公共交通の充実に関する基本的な方針と目指すべき都市の骨格構造を定めます。

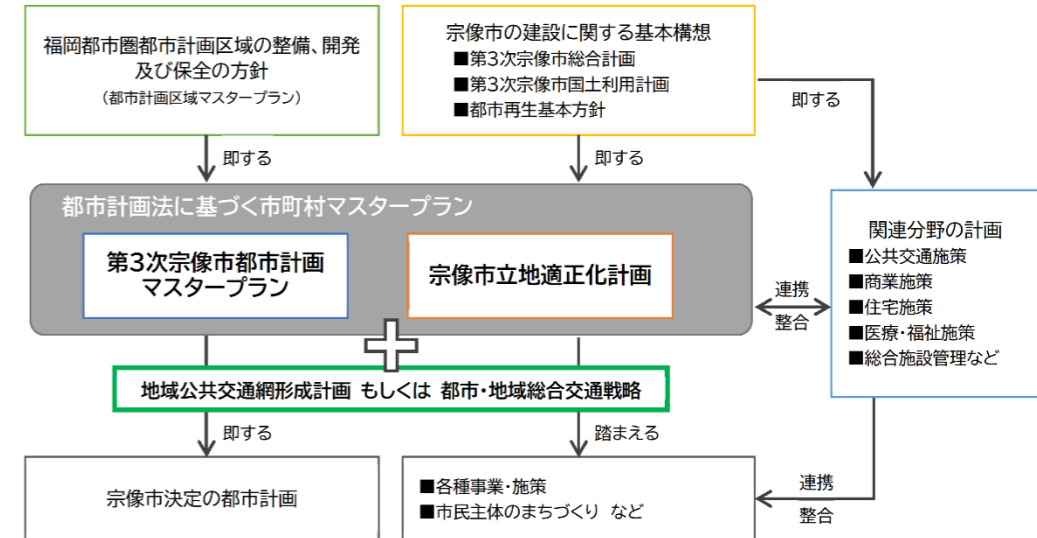
都市づくりの理念と将来都市像



(6) 位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条注1に基づき、都市全体の観点から居住や医療・福祉、公共交通などの様々な機能に関する包括的なプランとして策定するものです。

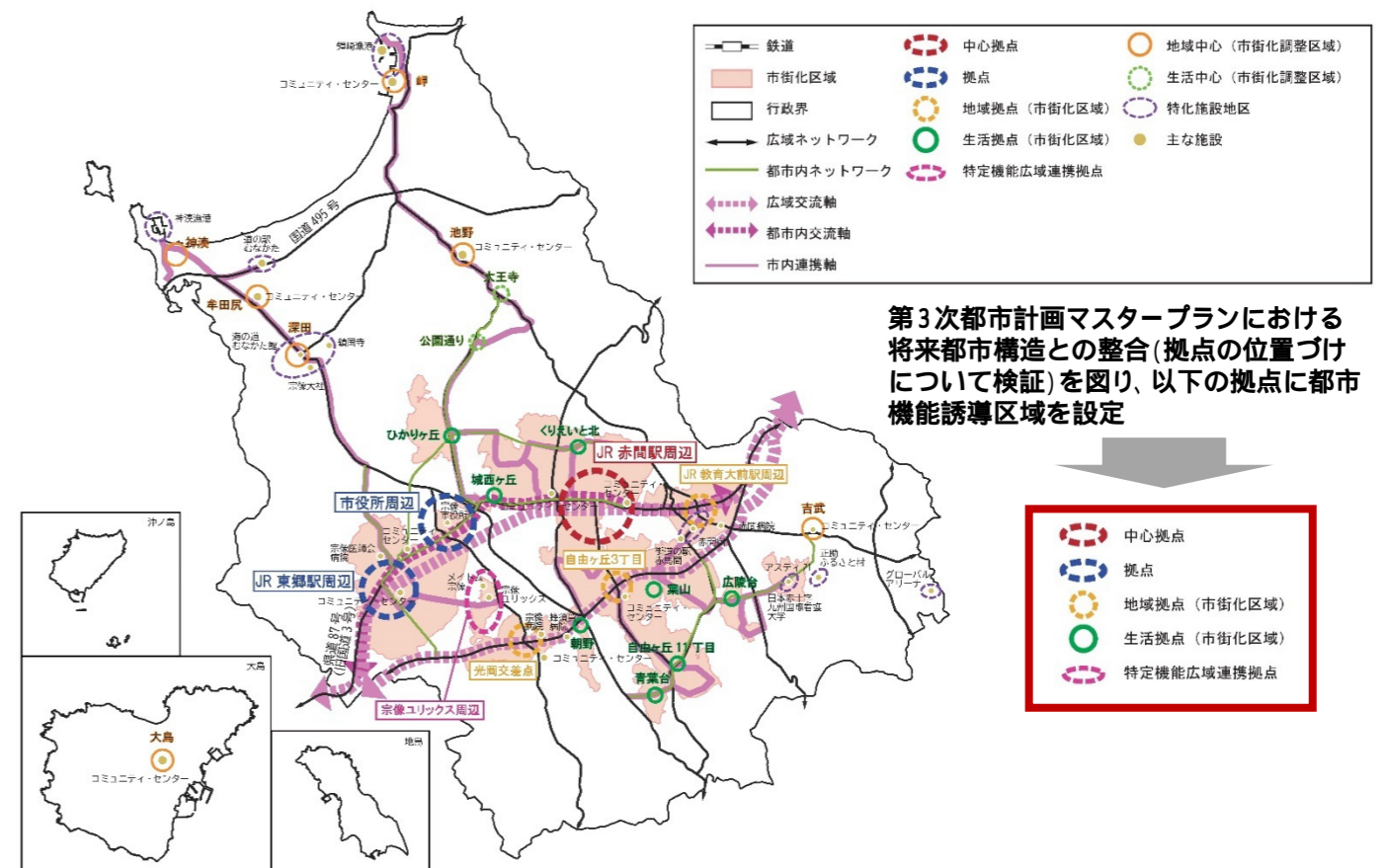
本市の立地適正化計画は、福岡都市圏都市計画区域マスタープラン、第3次宗像市総合計画等に即するとともに宗像市都市計画マスタープランと調和を保って策定します。



(7) 改定の概要

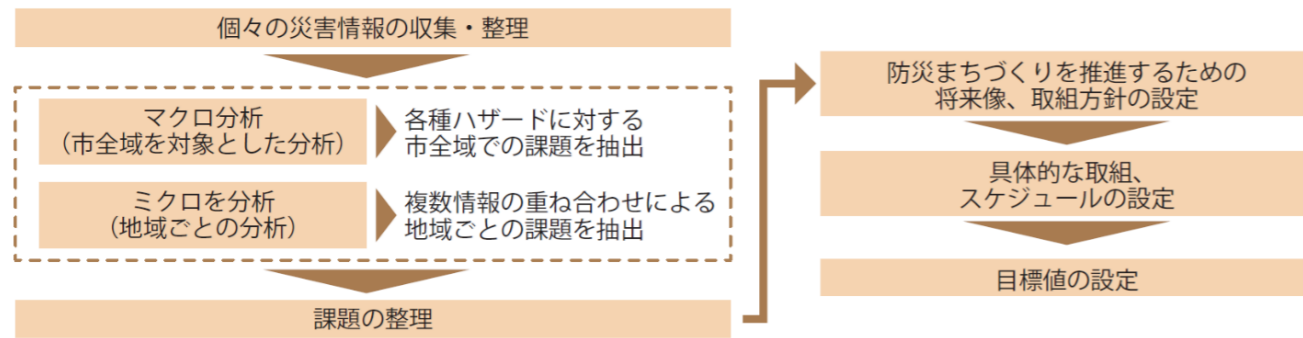
【改定要素 : 上位計画との整合】 詳細は P7 参照

・都市計画マスタープランにおける将来都市構造の見直しに伴い、都市機能誘導区域を設定する**拠点を検証・整理**します



【改定要素 :新たに防災指針を位置づけ】 詳細は P 参考資料 8-11 参照

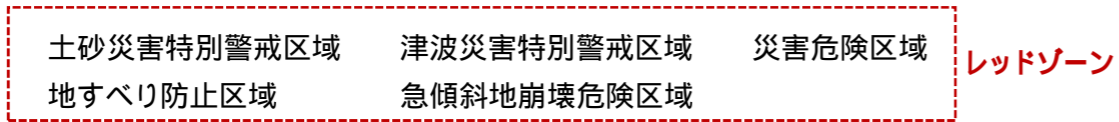
・都市再生特別措置法の改正に伴い、下記のフローに基づき、災害リスクを分析したうえで防災対策を検討し、**防災指針として新たに位置づけ**ます。



【改定要素 :必要に応じた居住誘導区域の見直し】 詳細は P9 参照

・上記の災害リスク分析を踏まえ、必要に応じて**居住誘導区域を見直し**ます。
 ・リスク分析の結果や、国土交通省が示す区域設定の考え方を踏まえ、本市では下記の基本的な方針に基づき区域設定を検討します。

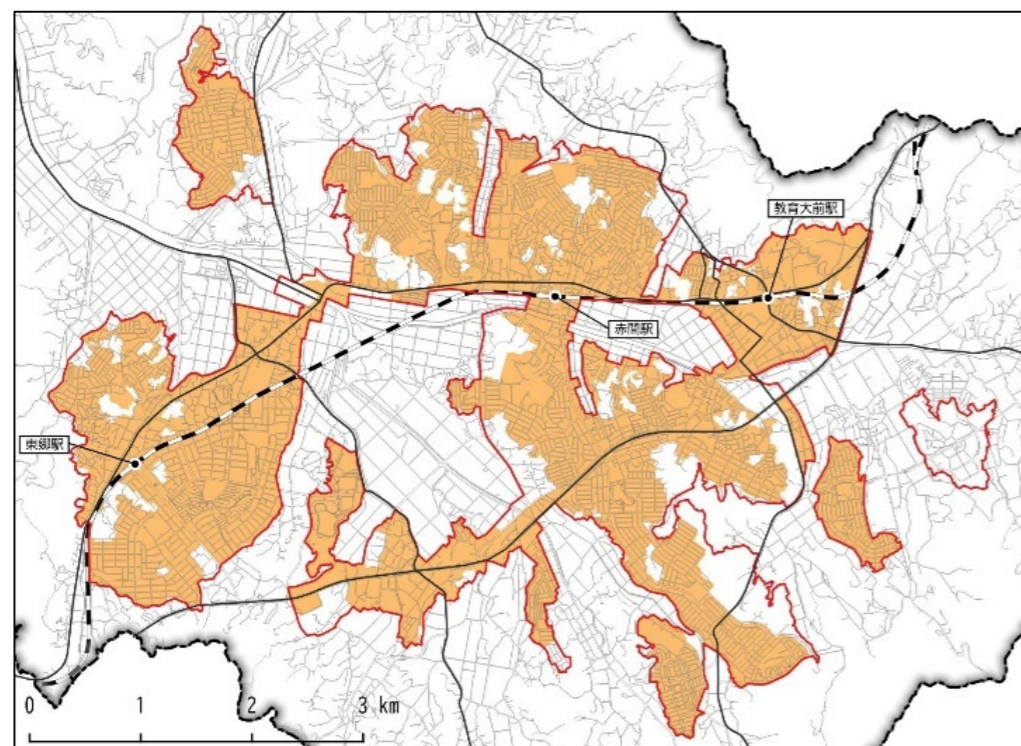
居住誘導区域に含まない範囲



なお、以下の区域についても本市に存在していますが、防災指針により災害リスクを把握したうえで、**警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための対策**を講じるとともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組をより一層進めることから、居住誘導区域に含めることとします。



上記を踏また居住誘導区域(案)



【改定要素 :施策等の検討】 詳細は P 参考資料 1-4 参照

・策定からおおむね5年が経過することを踏まえ、**誘導施策、施策目標の達成状況を検証し、必要に応じて見直し**を実施します。
 ・誘導施策の進捗状況などを把握するため、関係各課へのヒアリングを実施しました。結果、**おおむねの誘導施策が「優先して実施すべき」、「今後も継続的に実施すべき」と**されていることから、次期計画においても引き続き誘導施策として位置づけます。
 ・なお、以下の施策については、制度改正や進捗状況などから**廃止・修正・新設**を行うものとしします。

誘導施策の区分	施策の位置づけ	施策	施策の内容等
都市機能誘導	変更	【変更前】 都市機能立地支援事業の活用 【変更後】 都市構造再編集中支援事業の活用	地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、国から集中的な支援を行い、持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ります。
居住誘導	廃止	子育て世帯及び新婚世帯家賃補助制度の活用	令和2年の制度廃止に伴い削除
	新設	「住まいむなかた」事業の活用	「住まいむなかた」事業を活用し、子育て世帯から幅広い年代に対して、情報発信の強化、住宅取得支援の拡充、定住支援の強化についてワンストップに対応し、居住誘導を促進します。

・施策目標の達成状況については下表のとおりです。今後は**より実効性の高い計画**とするため、**公共交通**に関する目標指標や、**財政状況**等に関する目標指標の設定を検討します。

区分	目標指標	基準値	現状値	目標値	位置づけ等
都市機能誘導	都市機能誘導区域内における医療機能の立地数	4箇所	5箇所	6箇所	目標値を踏襲
	広域連携施設の立地数		0拠点	3拠点	目標値を踏襲
	教育機能の集約強化(小中一貫校等)		0箇所	2箇所	目標値を踏襲
居住誘導	区域内人口	75,049人	75,195人	69,983人	目標値を踏襲
	区域内人口密度	51.8人/ha	75,878人 (次期計画の誘導区域)	48.3人/ha	目標値を踏襲
			51.9人/ha (次期計画の誘導区域)		49.7人/ha (次期計画の誘導区域)
	空き家率	9.7%	10.7%	9.7%	目標値を踏襲
自治会加入率	74%	65.6%	74%	目標値を踏襲	
公共交通	公共交通利用者数	検討中		検討中	新設検討
財政状況等		検討中		検討中	新設検討
防災指針	自主防災組織の設立割合	100%		100%	防災指針の追加に伴い新設
	災害発生時の避難場所を把握している市民の割合	87%		100%	
	浸水の重点対策地区における浸水深10cm以下となる道路延長(重要路線)の割合	87% (8,020m)		100% (9,140m)	
上記の効果指標	宗像市は暮らしやすいと思う市民の割合	80%	83%	90%	

【参考資料】立地適正化計画 評価・分析

1. 現行計画の評価

(1) 施策の進捗

【都市機能誘導のための施策】

現行計画に位置づけのある、5つの基本方針に対する10施策の進捗状況を取りまとめ、評価を行いました。

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
1) 高齢者のまちなか誘導・住み替えによる歩いて暮らせるまちづくり		医療機能と介護機能などを併せ持つ複合施設の展開	高齢者施設においては、令和6年度から看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募を開始しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、住み慣れた自宅や地域暮らし続けるという意向に応えられるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」などの複合型サービスの提供を視野に入れた計画的な基盤整備を進める必要があります。 引き続き次期計画に位置づけ
		地域包括支援センターの設置	高齢者の暮らしを地域で支える拠点として、市役所(基幹型)と市内6か所の合計7か所に地域包括支援センターを設置しています。日常生活圏ごとに設置されたセンターのうち4か所は都市機能誘導区域に設置しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、各日常生活圏域への設置維持し、市民が身近なところで高齢者に係る相談ができる体制を引き続き整える必要があります。 引き続き次期計画に位置づけ
		誘導施設へ税制上の特例措置 特例の内容は以下のとおり 『都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例』 『誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例』 『都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例』	については、都市機能誘導区域外において所有する事業用資産を譲渡し、誘導施設に買い換える場合、譲渡資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べるものです。 については、誘導施設の整備に係る用地確保のため、事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡したのに対して所得税等の税率を軽減するものです。 については、個人又は法人が誘導施設等の整備に係る所有期間5年超の土地等を、都市再生推進法人に譲渡する場合に所得税等の税率を軽減するものです。	今後も優先的に実施すべき施策として、民間事業者などへ当該制度のさらなる周知を図り、都市機能誘導区域への誘導施設の立地促進を図る必要があります。 引き続き次期計画に位置づけ
		都市機能立地支援事業の活用	都市機能立地支援事業(令和2年度都市構造再編集中支援事業)については、事業の実績はありませんが、引き続き、本事業の活用可能性について、検討をおこなってまいります。	本事業については、令和2年度より「都市構造再編集中支援事業」に統合されています。 今後も継続的に実施すべき施策として、都市の魅力向上に資する取り組みを加速させるため、活用可能な制度などについて継続的な検討が必要です。 引き続き次期計画に位置づけ(名称修正)
2) 効率的な拠点間の移動の確保		中心拠点・拠点・地域拠点間の路線バスなどの維持・確保	中心拠点や拠点、地域拠点間の路線バスの運行サービスの維持・確保に努めました。	西鉄バスの一部路線廃止の申し出があり、路線バスを維持していくことが困難になってきている状況ですが、今後も優先的に実施すべき施策として、路線バスの維持確保に努めるうえで、宗像市の持続可能な交通ネットワークの構築が必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
3) 子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化		子育て機能の充実	保育施設の整備:待機児童解消を目指し、保育所や認定こども園の整備を進めており、都市機能誘導区域内に2施設(ひかり保育園分園、野ばら保育園分園)が新設されました。 子育て支援センターの運営:子育てに関する相談や情報提供、交流の場を提供しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、幼児教育と保育の充実のため、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保していく必要があります。 多様化する生活スタイルのあわせて、延長保育、一時預かりなどに係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開していく必要があります。 引き続き次期計画に位置づけ
		誘導施設へ税制上の特例措置	と同じ	と同じ 引き続き次期計画に位置づけ
		都市機能立地支援事業の活用	と同じ	と同じ 引き続き次期計画に位置づけ
4) 中心商業地などの活性化		中心商業地などの活性化	「宗像市都市再生空き店舗活用補助金」の活用による空き店舗の活用によって、市民の利便性向上に加え、新たな賑わいの創出が図られました。	今後も優先的に実施すべき施策として、「まちなか」における新たな賑わいの場を創出する支援を通じて、地区の価値向上、産業育成、地域経済の活性化に寄与する取組を進め、拠点の求心力を高めていくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
5) 公共施設の再構築など		アセットマネジメントに遵守した公共施設の管理	アセットマネジメント推進計画の内容に従って、公共施設の維持・管理などを実施しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、今後本格化する人口減少に備え、公共施設を整備・更新する場合には、その規模の縮小・圧縮を基本として取り組むとともに、都市機能誘導区域などを中心に優先的・計画的に実施していく必要があります。 引き続き次期計画に位置づけ

【居住誘導のための施策】

現行計画に位置づけのある、5つの基本方針に対する16施策の進捗状況を取りまとめ、評価を行いました。

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
1) 高齢者のまちなか誘導・住み替えによる安心して暮らせるまちづくり		三世帯同居・近居住宅支援補助制度	令和2年4月1日から「三世帯近居住宅支援補助制度」を廃止し、「三世帯同居住宅支援制度」に1本化しました。新たに三世帯同居を始めるために住宅を新築、購入及び建替える親又は子世帯に最大40万円を、既存の住宅を増改築する親又は子世帯に最大20万円を補助するものです。	今後も優先的に実施すべき施策として、今後さらなる高齢化の進行に伴う高齢単身世帯の増加に備え、当該制度を継続的に実施するとともに、当該制度の幅広い周知に努め、世代間で支え合う環境づくりが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
		民間活力を活用したサービス付き高齢者向け住宅などの整備促進	サービス付き高齢者向け住宅は、令和6年4月1日現在市内に4か所設置されています。	今後も優先的に実施すべき施策として、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせる住宅の確保や、生きがいを感じられる住環境づくり、民間活力を活用したサービス付き高齢者向け住宅などの整備促進に取り組んでいくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
2) 効率的な拠点間の移動の確保		住民ニーズに応じたふれあいバス、コミュニティバスの継続的な見直し	路線バスの維持・確保に努め、路線バスでカバーできない部分をふれあいバス、コミュニティバスでカバーしており、公共交通空白地域(鉄道駅・バス停から300m圏域外)は、11.5%となっています。(公共交通計画空白地域を鉄道駅・バス停から500m圏域外とすると1.7%)。	今後も優先的に実施すべき施策として、公共交通空白地域の解消を推進していくにあたっては、路線バスの維持確保も重要ですが、デマンド交通やライドシェアなどの導入も推進していく必要があり、本市が目指す「コンパクト+ネットワーク」のまちを実現するための拠点の設定が必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
3) 子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化		中古住宅購入補助制度の活用	中古住宅を購入し、市内の事業者でリフォーム工事をして居住する子育て世帯を対象に最大40万円を補助。居住誘導区域内への誘導を図る観点から、区域内で購入する場合の交付額について、区域外と比べて高く設定しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、当該制度を継続的に実施するとともに、当該制度の幅広い周知に努め、居住誘導区域内の既存ストックを活用して子育て世帯の誘導を図ることが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
		子育て世帯及び新婚世帯家賃補助制度の活用	子育て世帯及び新婚世帯が市内の「民間賃貸住宅」または「UR賃貸住宅」を賃借する場合に、上限13,000円(総額780,000円)を補助するものです。なお、当該制度は令和2年3月31日をもって廃止しています。	制度の廃止に伴い誘導施策から削除します。 次期計画には位置づけない
		古家購入建替補助制度の活用	中古住宅(古家付き土地)を購入し、解体工事を行ったのちに新築住宅を建築して居住する子育て世帯に最大100万円を補助するものです。	今後も優先的に実施すべき施策として、当該制度を継続的に実施するとともに、当該制度の幅広い周知に努め、既存ストックを活用して子育て世帯の誘導を図ることが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
4) 増加する空き家の活用		空家等の流通促進	「宗像市都市再生空き店舗活用補助金」の活用による空き店舗の活用によって、市民の利便性向上に加え、新たな賑わいの創出が図られました。	今後も優先的に実施すべき施策として、空き家などの既存ストックの活用により、市民の利便性の向上や活発な交流・活動を促進し、拠点の魅力や価値の向上に努めることが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
		空家等の利活用に関する啓発・相談事業	空家等の売却や賃貸物件化を躊躇する方々に主な対象として、住宅関連のセミナー事業等による啓発事業を開催します。また、空家等所有者のニーズに応え、空家活用等の個別相談会を実施した。	今後も優先的に実施すべき施策として、人口減少・少子高齢化に伴い今後さらに空家などの増加が懸念されることから、当該事業を継続的に実施するとともに、当該事業の幅広い周知に努め、既存ストックを有効的に活用し、居住人口を集積していくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
		空家関連ビジネスの創出支援	住マイむなかたをはじめとする関係事業者との連携を図り、空家管理ビジネスや不要品片づけサービス等が創出されるような支援について検討しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、空家関連ビジネスの創出に向けた支援を検討・実施することで、空家などの流通促進につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
		住宅性能の向上に向けた取組	災害に強いまちづくりのため、木造戸建住宅に対する耐震改修工事に際し、工事費の2/3(市内業者と契約した場合上限80万円)を補助するものです。また、改修工事を行った場合に限り、耐震診断を行う際に、診断費の1/3(上限5万円)を補助するものです。	今後も優先的に実施すべき施策として、耐震改修工事など住宅性能の向上に向けた取組を支援・促進することで、空家などの流通促進につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
4) 増加する空き家の活用	㉑	空家のリノベーションやコンバージョン等に対する民間事業の活性化支援	空家の活用や解体をスムーズに行えるよう、金融機関と締結し、空家の購入やリフォームなどに関するローンの情報提供を行っています。 また、危険な空き家等の解体を促進するため、家屋の解体費用の一部を補助する「宗像市老朽空き家等除却促進事業」を実施しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、空家のリノベーションやコンバージョンの促進に向けた取組を支援することで、空家などの流通促進につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
	㉒	地域の課題解決や活性化に向けた跡地の利活用の促進	空家の解消と跡地の利活用を促進するため、空き家除却後の土地に係る固定資産税等の減免制度などを検討しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、空家の解消だけでなく、除却後の利活用を促進するため、多様な主体との連携を視野入れ、拠点の魅力や新たな価値を創造していくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
	㉓	宗像市空き家・空き地バンクの活用	売却や賃貸を希望する空き家・空き地の不動産情報を、市役所の窓口やインターネットなどを通じて購入、賃貸を希望する人に提供しています。仲介は、市と協定を締結している「市民公益活動団体・住マイむなかた」会員の宅地建物取引業者が実施しています。また、空き家・空き地バンクへ新たに空き家情報を登録される方に奨励金(1物件に限り1回限り: 30,000円)を交付しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、市広報紙やセミナー等を活用して、空き家・空き地バンクの周知を行い、登録物件を増やし、空家の活用・流通につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
	㉔	マイホーム借上げ制度等の活用	マイホーム借上げ制度については、活用の実績はありませんが、引き続き、本制度の活用可能性について、検討をおこなってまいります。	今後さらなる高齢世帯の増加が見込まれることから、今後も優先的に実施すべき施策として、当該制度の幅広い周知に努め、既存ストックを活用して子育て世帯の誘導を図ることが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
5) 公共交通軸の質の向上	㉕	公共交通軸沿線の集積性を高める取組	特急停車駅かつ主要交通結節点である赤間駅及び東郷駅においてパーク＆ライドを実施しています。また西鉄バスとの共同で、日の里パーク＆ライドを実施しています。	今後も優先的に実施すべき施策として、赤間駅、東郷駅におけるパークアンドライドの利用環境の改善に向けて、交通事業者や商業施設等との連携による駐車場や駐輪場の拡充、各事業者が行っている駐車場の満空情報の一元化などを進めていくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ
	㉖	地域公共交通網形成計画での取組	令和5年度に地域公共交通網形成計画の次期計画として、宗像市地域公共交通計画を策定しました。	宗像市地域公共交通計画に基づく取組を推進し、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」(再構築)を進め、持続可能な地域公共交通の形成を図っていくことが必要です。 引き続き次期計画に位置づけ(名称変更)

居住誘導に関してより一層の取組を進めていくため、以下の施策を新規施策として位置づけ予定

基本方針	No	施策	進捗状況
3) 子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化		「住まいむなかた」事業の活用	「住まいむなかた」事業を活用し、子育て世帯から幅広い年代に対して、情報発信の強化、住宅取得支援の拡充、定住支援の強化についてワンストップに対応し、居住誘導を促進します。

(2) 数値目標の達成状況

: 改定に伴い新たに追加した目標値の項目

【都市機能に関する施策指標】

目標指標	基準値 (H22年度)	現状値 (R4年度)	目標値 (R17年度)
都市機能誘導区域内における医療機能の立地数	4箇所	5箇所	6箇所
広域連携施設の立地数		0拠点	3拠点
教育機能の集約強化 (小中一貫校等)		0箇所	2箇所

【居住誘導に関する施策指標】

目標指標	基準値 (H22年度)	現状値 (R2年度)	推計値 (R17年度) (現状のまま推移)	目標値 (R17年度)
人口	75,049人	75,195人	69,983人	72,783人
		75,878人 (次期計画の誘導区域)		
人口密度	51.8人/ha	51.9人/ha	48.3人/ha	50.3人/ha
		49.7人/ha (次期計画の誘導区域)		
空き家率 (増加防止)	9.7%	10.7%		9.7%
自治会加入率	74%	65.6%		74%

【公共交通に関する目標値】

目標指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R17年度)
公共交通利用者数(人) (鉄道およびバスの利用者数)	検討中	検討中

【財政状況等に関する目標値】

目標指標について検討中

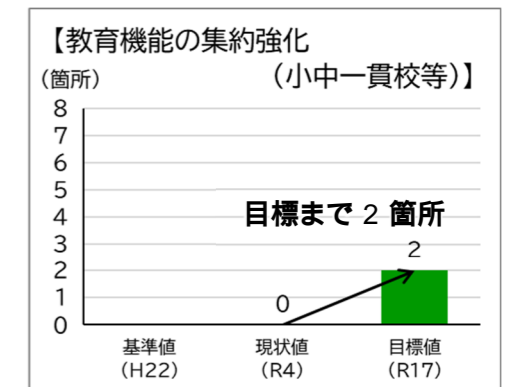
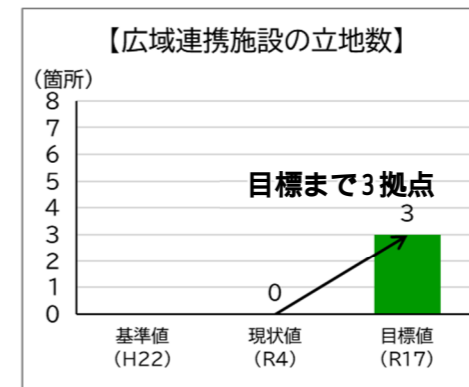
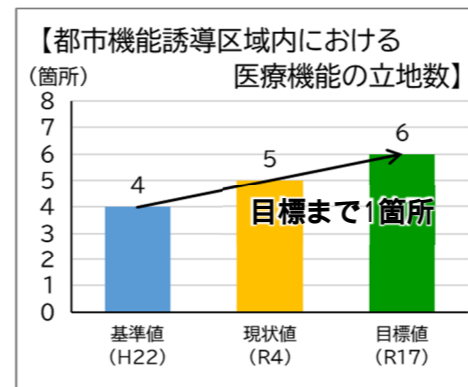
【防災指針における目標値】

目標指標	基準値 (R3年度)	目標値 (R17年度)
自主防災組織の設立割合	100%	100%
災害発生時の避難場所を把握している市民の割合	87%	100%
浸水の重点対策地区における浸水深10cm以下となる道路延長(重要路線)の割合	87% (8,020m)	100% (9,140m)

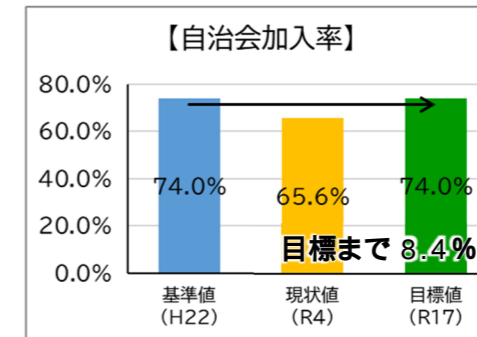
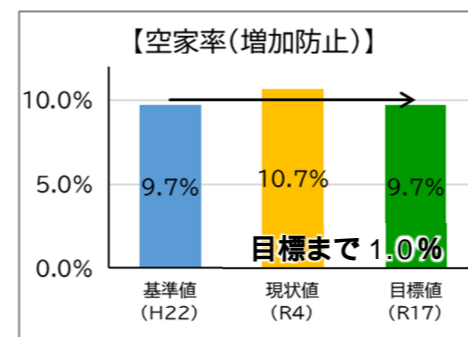
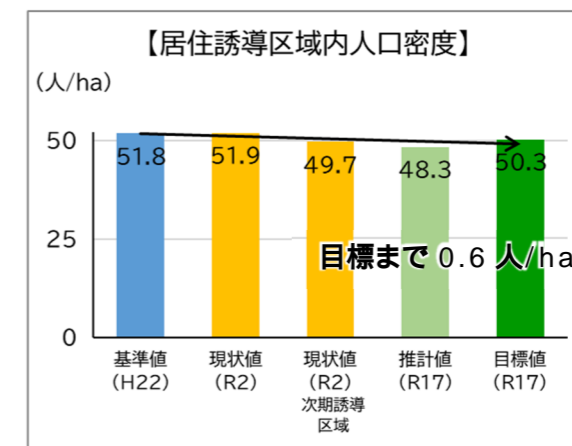
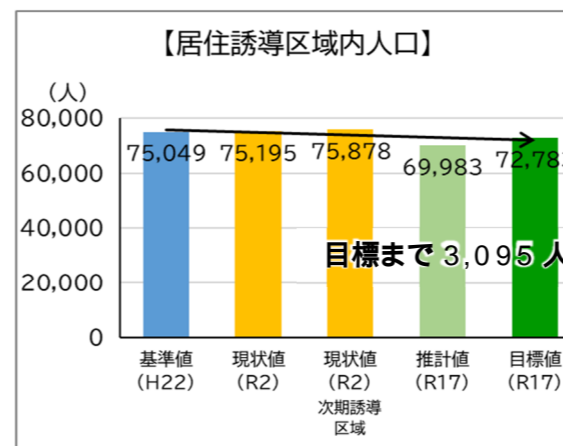
【目標を達成することで期待される効果指標】

効果指標	基準値 (H22年度)	現状値 (R4年度)	目標値 (R17年度)
宗像市は暮らしやすいと思う市民の割合	80%	83%	90%

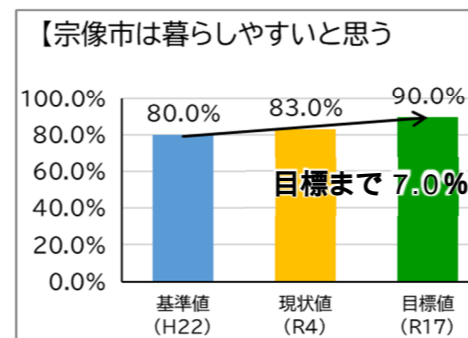
都市機能に関する施策の達成状況(新設を除く施設にて分析)



居住誘導に関する施策の達成状況(新設を除く施設にて分析)



目標を達成することで期待される効果指標



2. 都市機能誘導区域、居住誘導区域の見直し

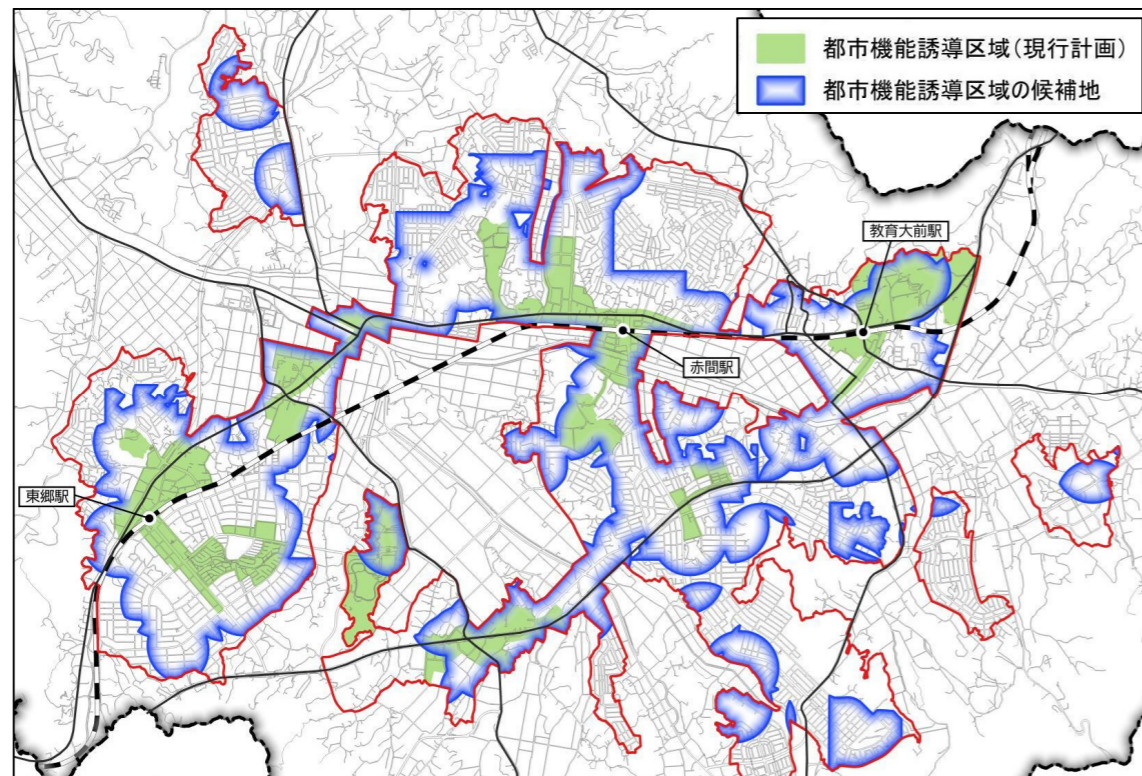
現行の都市機能誘導区域と居住誘導区域は、以下の視点により設定しています。策定から6年が経過した時点(令和6年9月時点)で、これらの状況変化を確認し、誘導区域の見直しの必要性がないか検証を行いました。

(1) 都市機能誘導区域の検証

都市機能誘導区域設定の視点

視点
視点 徒歩で多様な都市機能を利用できる利便性の高い範囲の抽出 多様な都市機能の集約を図るには、既存の都市機能を徒歩で利用できる範囲への施設誘導が効率的であるため、各都市機能の徒歩圏域が複数重なる利便性の高い範囲を抽出します。
視点 他地域から公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出 人口が減少する中で、都市機能の利用者を確保し施設を存続するには、施設近隣だけでなく他地域からの利用者を確保する必要があるため、現況及び将来において交通結節点や公共交通へのアクセス性が高い範囲を抽出します。
視点 一定の人口密度を維持する範囲の抽出 一定の人口密度のある区域は、将来においても人口密度を維持するために居住誘導区域として検討します。人口密度は人口集中地区の基準の一つである人口密度40人/haを条件とします。
視点 土地利用規制誘導内容(用途地域)との整合性 都市機能の誘導には、都市機能が立地可能な環境が必要であるため、視点～で抽出した範囲と土地利用規制誘導内容(用途地域)の整合性を勘案して、都市機能誘導区域を設定します。 なお、良好な居住環境が形成され、将来の人口集積が予測される地域では、都市機能の充実を図るため、土地利用規制誘導内容(用途地域)変更の必要性を踏まえた上で、都市機能誘導区域を検討します。

3つの視点が重なった範囲を抽出
(一定規模のまとまった区域を抽出)



上図の通り、最新のデータに基づき、区域設定の検証を実施したところ、概ね現行の誘導区域は候補地に含まれるため、**現行計画の誘導区域を踏襲します。**

(2) 誘導施設の設定

市として都市機能誘導施設に設定する施設

機能	誘導施設	設定理由
商業機能	売場面積が3,000㎡以上の商業施設	市内外からの利用が想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
医療機能	病院(内科または外科を有するもの)	市内外からの利用が想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
子育て機能	子育て支援センター	1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
金融機能	・銀行 ・信用金庫 ATMコーナーは除く	日常生活における現金の引き出し、決済、融資等の窓口業務を行うため、利用者のアクセス性を考慮
行政機能	・庁舎(国、市) ・市の施策として立地の方向性が示された施設	1施設で周辺市町を含めた広域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
教育・文化機能	・県立中学校 ・高等学校 ・大学 ・学術研究機関	市内外からの通学が想定されるため、通学者のアクセス性を考慮
	・文化ホール ・体育館 ・基幹図書館	全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮

市として都市機能誘導施設に設定しない施設

・市全域に立地していることが望ましい施設は都市機能誘導施設には設定しない

機能	施設
A: 商業機能	売場面積が3,000㎡未満の商業施設 食品スーパー、コンビニなどは、日常生活において、必要最低限の施設であり、都市機能誘導区域外での立地を要すると考えるため、誘導施設への設定を行いません。
B: 医療機能	診療所(内科または外科を有するもの)
C: 介護福祉機能	・小規模多機能施設 ・短期入所施設 ・通所介護施設 ・訪問介護施設
D: 子育て機能	・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園
E: 金融機能	・郵便局 ・農協 ・漁協
F: 教育・文化機能	・市立小学校 ・市立中学校 ・図書館(分館)

【各拠点の誘導施設の方向性】

：誘導施設 ：市の施策に基づき適宜誘導施設への設定を検討

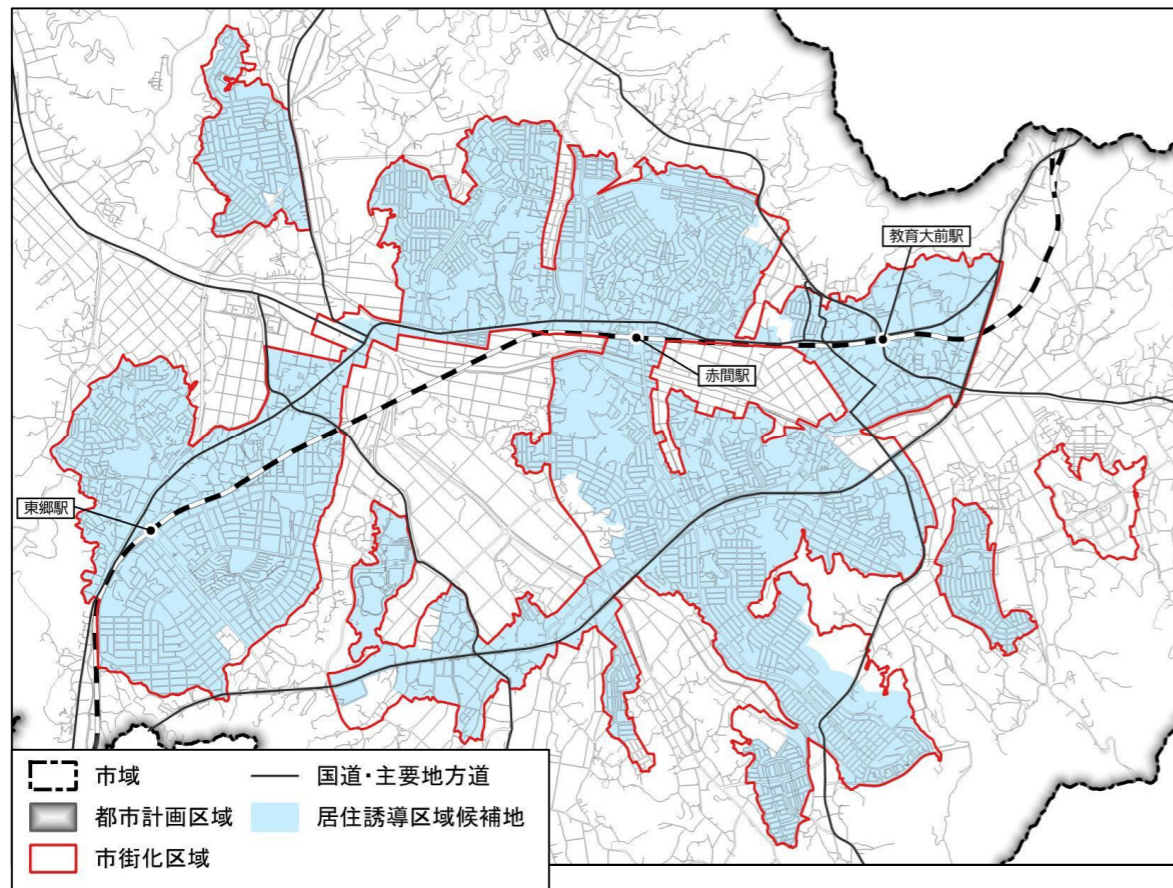
拠点の種類	拠点名称	各拠点における誘導施設の方向性	各拠点における誘導施設の設定方針						誘導施設の設定													
			商業機能	医療機能	金融	子育て	行政	教育・文化	商業機能	医療機能	金融	子育て	行政	教育・文化								
									売り場面積が3,000㎡以上の商業施設	病院（内科または外科を有するもの）	銀行、信用金庫	子育て支援センター	庁舎（国、市）、市の施策として立地の方向性が示された施設	県立中学校、高等学校、大学、学術研究機関、文化ホール、体育館、基幹図書館								
中心拠点	赤間駅周辺	J R赤間駅周辺は、中心拠点として既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、様々な都市機能の充実を目指します。 また、都市機能及び公共交通の充実していることから、高齢者など交通弱者の居住に適しているため、併せてまちなか居住の推進が考えられます。	中心拠点と拠点は、交通アクセス性の高さや都市機能の集積度合いの高さから、将来に渡って全ての機能を誘導することとします。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
拠点	東郷駅周辺	J R東郷駅周辺は、既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、分布の少ない都市機能だけでなく様々な都市機能の充実を目指します。													●	●	●	●	●	●	●	●
	市役所周辺	市役所周辺は、既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、既にある商業施設や病院の継続的な充実と併せて、様々な都市機能の充実を目指します。													●	●	●	●	●	●	●	●
地域拠点 (市街化区域)	教育大前周辺	J R教育大前駅周辺は、地域住民や大学生のニーズに対応する都市機能が充実したまちづくりを目指します。 既にある商業施設に関しては、引き続き充実を目指します。													地域拠点については、多くの世代が日常生活に最低限必要となる商業、医療、金融について誘導を行います。	-	-	-	-	-	-	-
	光岡交差点周辺	光岡交差点周辺は、国道3号によるアクセス性が高く、他の拠点からの都市機能利用を考慮し、既に立地している商業施設や病院は今後も継続的に充実を目指します。また、原町の歴史的な街なみ景観と調和するまちとします。	●	●	●	△	△	△														
	自由ヶ丘3丁目	自由ヶ丘3丁目交差点周辺は、既に都市機能の集積が進み、中心拠点に繋がる幹線道路と国道3号の交差する交通結節点であるため、他の拠点からの都市機能利用が考えられます。そのため医療機能（病院）については、J R赤間駅周辺への他拠点からの利用集中を分担する目的で誘導施設に設定します。	●	●	●	△	△	△														
特定機能広域連携拠点	宗像ユリックス周辺	特定機能広域連携拠点として、市内外の利用が考えられる施設を誘導します。 特定機能広域連携拠点は、市全域や近隣市町などを対象とした拠点設定をしているため、近隣居住者に対する日常生活サービス施設機能の誘導は行いません。	-	-	-	-	-	-	●	△	●											

(3) 居住誘導区域の検証

居住誘導区域設定の視点

視点
<p>視点 都市機能が集積する範囲(都市機能誘導区域の周辺)の抽出</p> <p>住民の生活を支える機能やサービスが身近に備わる区域が居住を誘導すべき区域であり、併せて都市機能を維持するためには、周辺に一定の居住人口の集積が必要であることから、都市機能誘導区域周辺から800mを居住誘導区域として検討します。(都市機能の集積する区域へ徒歩でアクセスが容易な範囲)</p>
<p>視点 公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出</p> <p>都市機能誘導区域への公共交通アクセス(駅から800mまたは運行本数の多いバス路線(30本/日以上(平日))のバス停徒歩圏内(300m))が容易な範囲は、居住誘導区域に含めることを前提とした検討を行います。</p> <p>今後は、高齢者の増加により交通弱者が増えることから、既に公共交通の利便性の高い地域においては、居住が少ない地域であっても公共交通を維持するために一定の人口密度を確保する必要があるため、居住誘導区域に含めることを基本とします。</p>
<p>視点 良好な住環境が整備された範囲の抽出</p> <p>土地区画整理事業の実施箇所、1ha以上の開発許可による主な住居系開発・整備範囲、一団地認定による住宅団地を含めることを前提とした検討を行います。</p>
<p>視点 一定の人口密度を維持する範囲の抽出</p> <p>一定の人口密度のある区域は、将来においても人口密度を維持するために居住誘導区域として検討します。人口密度は人口集中地区の基準の一つである人口密度40人/haを条件とします。</p>

4つの視点が重なった範囲を抽出



区域の設定にあたっては、居住誘導区域設定の視点により抽出した居住誘導区域候補地(視点 ~ より)を基本として、以下の基準により具体的な境界を設定します。

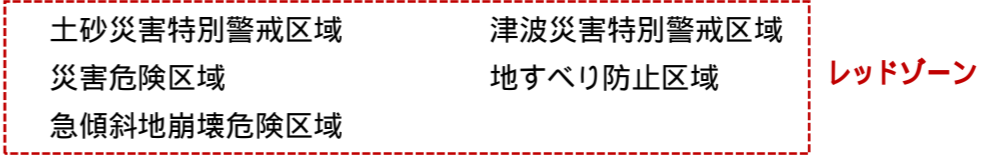
(居住誘導区域の境界設定基準)

立地適正化計画の対象範囲となる市街化区域内で設定します。

市街化区域界のない箇所については、地形、地物に沿って区域を設定します。

(居住誘導区域に含まない範囲)

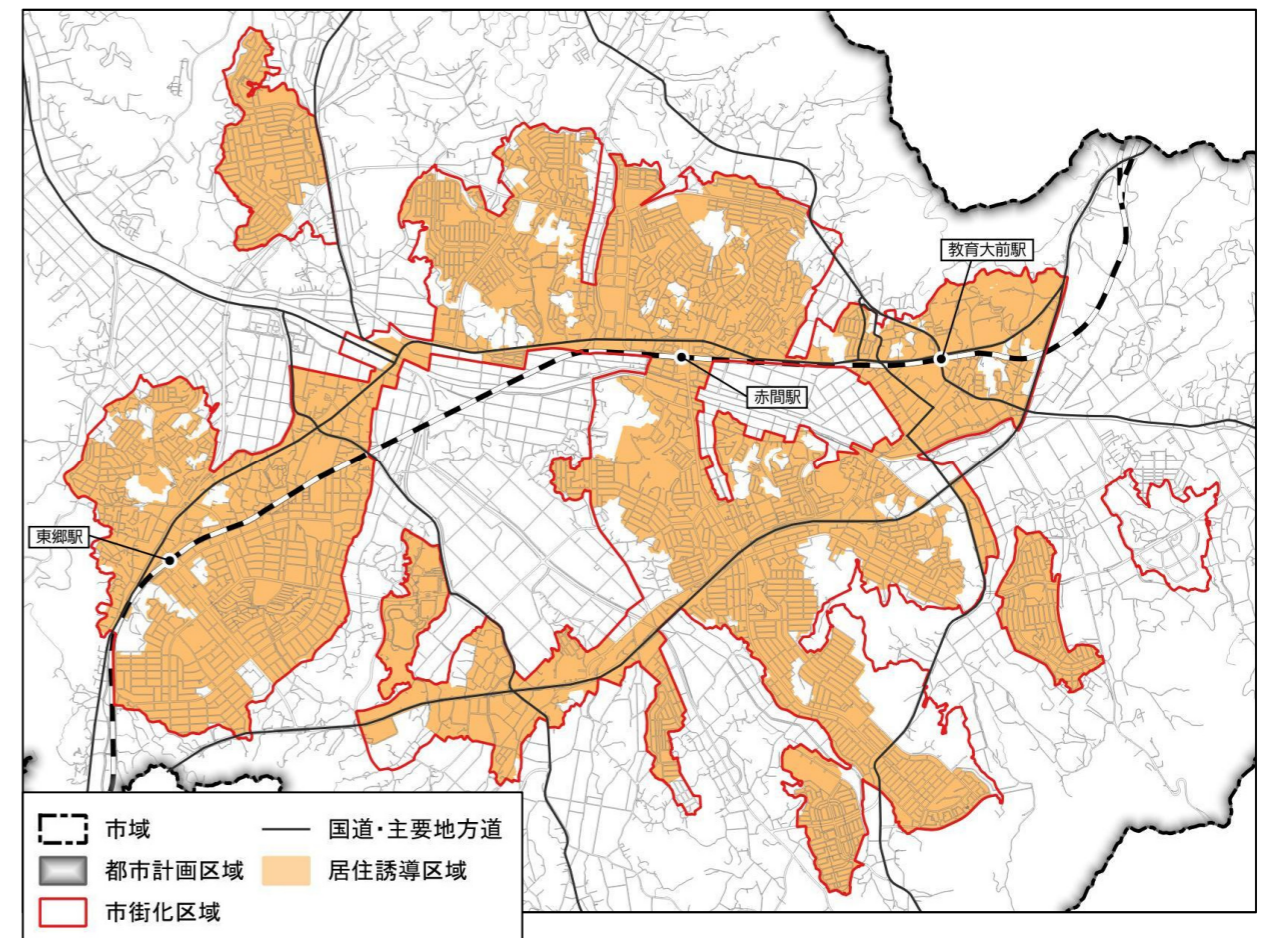
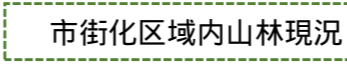
都市再生特別措置法、同法施行令により「居住誘導区域に含まないとされている区域」を居住誘導区域から除外するとともに、災害リスク、災害避難体制の整備状況などを総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される区域の検討を行います。



また、以下の災害ハザードについては、「居住誘導区域に原則として含まないこととすべき区域」とされていますが、災害リスクを把握したうえで、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための対策を講じるとともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組をより一層進めることから、居住誘導区域に含めることとします。



市街化区域内において市街化が進行しておらず、まとまった緑地が保全されている区域を居住誘導区域から除外する検討を行います。

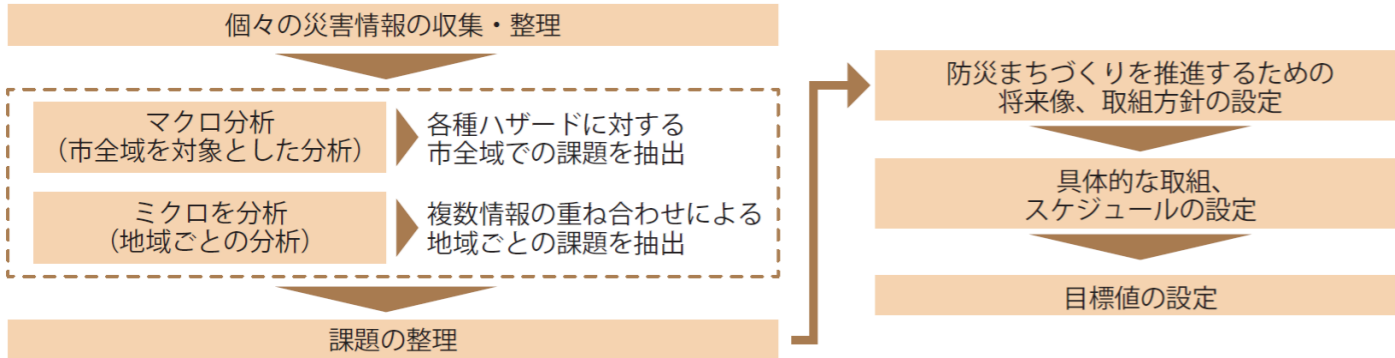


3, 防災指針の検討

(1) 防災指針の検討内容

主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災の機能確保に関する指針であり、このため防災指針の検討にあたっては、立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出、リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し、居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討を行うことが必要です。

防災指針策定の流れ

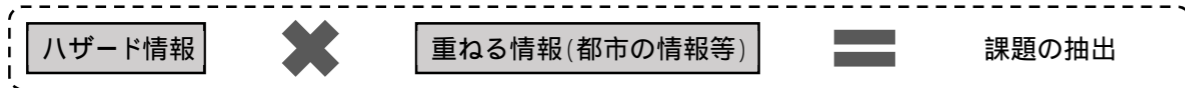


(2) 災害ハザード情報の収集・整理、都市の情報との重ね合わせ分析

公表されているハザード情報と建物の立地状況等といった都市の情報とを重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定し得る課題を抽出します。

重ねる情報		概要
建物	階数 立地状況	浸水深よりも高い箇所に居室があり、垂直避難が可能かどうかを把握 土砂災害や氾濫流、河岸浸食により、倒壊の恐れがないかを把握
指定緊急避難場所(500m圏域)		指定緊急避難場所までの距離を踏まえ、容易に避難ができるかどうかを把握
要配慮者利用施設の立地状況		防災上の配慮を要する人が利用する施設の立地状況を把握
主要公共施設(市役所、警察署等)		災害が発生した際に指令拠点としての機能を担う施設が、機能不全にならないかを把握
道路の状況		災害時に避難路としての機能を有するか、機能不全となった際に他の道路が迂回機能を有するかを把握

ハザード情報と重ねる都市の情報、分析の視点については、以下の内容を整理します。



ハザード情報	重ねる情報(都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域(洪水、内水、ため池、高潮)	建物階数の状況	浸水の被害を受ける建物について、垂直避難が可能かを把握
	指定緊急避難場所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	主要公共施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に指令拠点としての機能を担う施設があるかを把握
	道路の状況	浸水被害の影響を受ける道路やアンダーパスがあるか、周囲に迂回機能があるかを把握

ハザード情報	重ねる情報(都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域(津波)	建物の立地状況 指定緊急避難場所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所があるかを把握
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)	建物の立地状況 要配慮者利用施設の立地状況	氾濫流や河岸浸食により、建物や要配慮者利用施設が倒壊、流失する危険性がないかを把握
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	建物の立地状況 要配慮者利用施設の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	道路の状況	土砂災害により寸断される可能性のある道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握

分析の一例(想定浸水深(想定最大規模)×建物階数の状況)

災害リスクの高い箇所の抽出の一例として、以下の図面は想定浸水深(想定最大規模¹⁾及び垂直避難²が困難な建物、要配慮者施設等を重ね合わせた図です。

洪水浸水想定区域の浸水深 3.0m以上の箇所では、1階建ての建物が垂直避難で対応ができなくなります。それらの箇所が、釣川沿岸においてみられます。

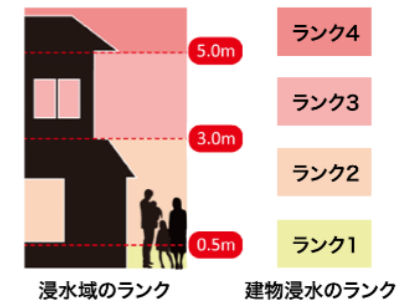
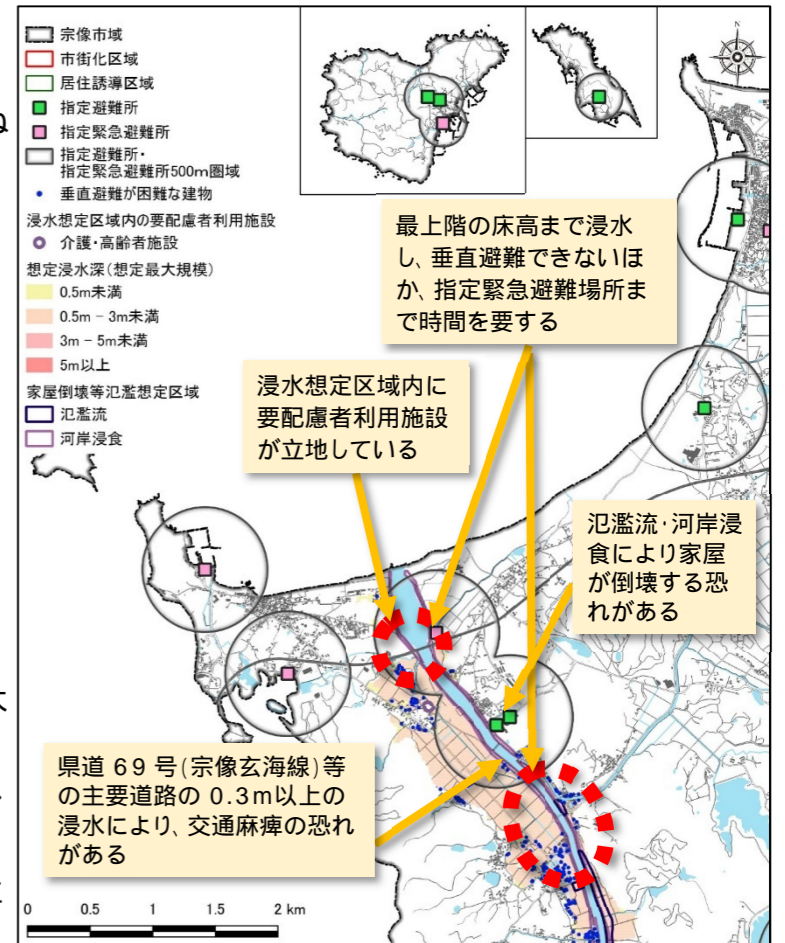
1: 想定最大規模とは、「想定しうる想定しうる最大規模の大雨」を想定しています。

1000年に1回程度の規模を想定しており、1年間の間に発生する確率が1/10(0.1%)以下の降雨です。

毎年の発生確率は小さいですが、規模の大きな降雨であることを示しています。

2: 垂直避難とは、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になり、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難をすることです。

浸水深が3.0mを超える場合は、垂直避難も困難な状態になります。



(3) 防災上の課題の整理

	課題	ハザード						
		洪水(計画規模)	洪水(最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害
玄海エリア(大島・地島含む)	主要道路(国道495号、県道69号)の浸水により、交通麻痺の恐れ	○	○	○	○	○	—	—
	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	○	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	—	○	—	○	○	○	○
	氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れ	—	○	—	—	—	—	—
	指定緊急避難場所(大島学園、玄海小中学校)が土砂災害特別警戒区域に含まれており、被災する恐れがある	—	—	—	—	—	—	○
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○
玄海東エリア	主要道路(国道495号)の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	○	—	—	—	—
	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	○	○	○	○	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	—	—	—	—	○	—	○
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○
JR東郷駅周辺エリア	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	○	○	○	○	○	—	○
	氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	主要道路(県道97号)の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	○	○	—	—	—
	近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○
	急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域内に存在している	—	—	—	—	—	—	○
JR赤間駅・市役所周辺エリア	指定緊急避難場所(サンリブくりえいと宗像)及び周辺が浸水する恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
	指定緊急避難場所(サンリブくりえいと宗像)が河岸浸食により倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	指定緊急避難場所(河東小学校)及び周辺が浸水する恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	市役所が浸水する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	—	—
	駅周辺の道路の冠水または駅(赤間駅)の浸水により、交通麻痺の恐れ	○	○	○	—	—	—	—
	アンダーパスが浸水し、通行できなくなる恐れがある	○	○	○	—	—	—	—
	近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	○	○	○	○	○	—	○
	氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域内に存在している	—	—	—	—	—	—	○
吉武エリア	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	—	—	—
	河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	—	○	—	○	—	—	○
	駅周辺の道路冠水または駅(教育大前駅)の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	国道3号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
	駅周辺の道路が土砂災害により、通行止めとなり交通麻痺の恐れがある	—	—	—	—	—	—	○
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○

(4) 個別の取組内容とスケジュール

視点	方向性	災害ハザード							取組施策	主体				スケジュール					
		洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害		福岡県	宗像市	市民	事業者	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)			
玄海エリア (大島・地島含む)	災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備	●	●						河川の浚渫等(流下能力の維持)	●				→	→	→		
			●	●						河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●			→	→	→		
									●	急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●			→	→	→		
									●	砂防施設の整備	●				→	→	→		
			●	●	●					水田の貯留機能向上	●				→	→	→		
					●					水路・側溝の浚渫	●	●	●		→	→	→		
					●	●				ため池の補強	●	●			→	→	→		
			●	●	●					ため池の有効活用	●	●			→	→	→		
					●					調整池の浚渫	●	●			→	→	→		
			●	●	●					利水ダム等における事前放流の運用	●	●		●	→	→	→		
								砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●	●		→	→	→				
								治山施設、森林及び林道の整備推進(玄海エリア)	●	●	●		→	→	→				
	災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信 情報発信、避難・防災体制の充実 避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●				→	→	→		
			●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●	●		→	→	→		
			●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●	●		→	→	→		
●			●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	●	●	●		→	→	→			
●			●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	●	●	●		→	→	→			
玄海東エリア	災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備							急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●			→	→	→			
									●	砂防施設の整備	●				→	→	→		
					●					水路・側溝の浚渫	●	●	●		→	→	→		
			●	●	●	●				ため池の補強	●	●			→	→	→		
					●					ため池の有効活用	●	●			→	→	→		
					●					調整池の浚渫	●	●			→	→	→		
										砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●			→	→	→		
										砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●	●	●		→	→	→		
			災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信 情報発信、避難・防災体制の充実 避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	近隣住民への早期避難を呼びかけ	●	●	●	●	→	→	→
					●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●	●		→	→	→
	●	●			●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●	●		→	→	→		
	●	●			●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	●	●	●		→	→	→		
	●	●			●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	●	●	●		→	→	→		
	JR東郷駅周辺エリア	災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備	●	●					河川の浚渫等(流下能力の維持)	●	●			→	→	→		
				●	●					河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●			→	→	→		
									●	急傾斜地崩壊防止施設の整備・管理(多禮地区のみ)	●	●			→	→	→		
									●	砂防施設の整備	●				→	→	→		
					●					水路・側溝の浚渫	●	●	●		→	→	→		
●				●	●	●				ため池の補強	●	●			→	→	→		
					●					ため池の有効活用	●	●			→	→	→		
●				●	●					調整池の浚渫	●	●			→	→	→		
●				●	●					利水ダム等における事前放流の運用	●	●		●	→	→	→		
										砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●	●		→	→	→		
災害リスクの低減 (ソフト)		情報発信 情報発信、避難・防災体制の充実 避難・防災体制の充実	●	●	●				管路施設の整備	●	●			→	→	→			
			●	●	●					ポンプ施設の整備	●	●			→	→	→		
			●	●	●					貯留施設の整備	●	●			→	→	→		
			●	●	●					フラップゲートの設置	●	●			→	→	→		
			●	●	●	●	●	●	●	近隣住民への早期避難を呼びかけ	●	●	●	●	→	→	→		
災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信 情報発信、避難・防災体制の充実 避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●				→	→	→			
		●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●	●		→	→	→			
		●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●	●		→	→	→			
		●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	●	●	●		→	→	→			
		●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	●	●	●		→	→	→			
災害リスクの低減 (ソフト)	避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	雨に強いまちづくりビジョン(雨水管理総合計画)に基づく内水氾濫対策	●	●			→	→	→			
		●	●	●	●	●	●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施	●	●	●		→	→	→			
		●	●	●	●	●	●	●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進	●	●	●		→	→	→			

視点	方向性	災害ハザード							取組施策	主体				スケジュール				
		洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害		福岡県	宗像市	市民	事業者	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)		
JR赤間駅・市役所周辺エリア	災害リスクの回避	意識啓発、情報発信	●	●	●					浸水時におけるアンダーパスの通行を防ぐため、防災マップによる周知迂回の啓発		●						
		避難・防災体制の充実		●							市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、宗像ユリックス、メイトム宗像（市民活動交流館）の順で、いずれかの施設に本部室を確保		●					
	災害リスクの低減（ハード）	インフラ等整備		●	●						河川の浚渫等（流下能力の維持）	●	●					
				●	●						河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●					
										●	急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●					
				●	●	●					水田の貯留機能向上	●	●					
						●					水路・側溝の浚渫	●	●	●				
				●	●		●				ため池の補強	●	●					
				●	●	●					ため池の有効活用	●	●					
		●	●	●					調整池の浚渫	●	●							
	●	●	●					フラップゲートの設置	●	●								
災害リスクの低減（ソフト）	計画検討、避難・防災体制の充実		●	●	●	●	●	●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施		●		●				
			●	●		●				ため池浸水による被害が想定される場合は他の避難所の早期開設及び早期避難を呼びかける		●	●					
	情報発信								●	近隣住民への早期避難を呼びかけ		●	●	●				
									●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●	●	●					
		●	●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発		●	●					
情報発信、避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化		●	●						
	●	●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供		●	●						
避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供		●	●						
			●					●	雨に強いまちづくりビジョン（雨水管理総合計画）に基づく内水氾濫対策 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進		●	●	●	●				
吉武エリア	災害リスクの低減（ハード）	インフラ等整備		●	●					河川の浚渫等（流下能力の維持）	●	●						
				●	●					河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●						
										●	砂防施設の整備	●						
				●	●	●					水田の貯留機能向上	●						
						●					水路・側溝の浚渫	●	●	●				
						●					ため池の補強	●	●					
				●	●		●				ため池の補強・有効活用	●	●					
				●	●	●					ため池の有効活用	●	●					
						●					調整池の浚渫	●	●					
										●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●					
		●	●	●					管路施設の整備	●	●							
		●	●	●					ポンプ施設の整備	●	●							
		●	●	●					貯留施設の整備	●	●							
		●	●	●					フラップゲートの設置	●	●							
	災害リスクの低減（ソフト）	情報発信							●	近隣住民への早期避難を呼びかけ		●	●	●				
								●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●		●						
計画検討、避難・防災体制の充実			●	●		●		●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施		●		●				
		●	●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発		●	●					
情報発信、避難・防災体制の充実		●	●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化		●	●					
	●	●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供		●	●						
避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供		●	●						
								●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進		●	●	●					

4. 今後のスケジュール

項目	年月	令和6年度										
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) 計画準備		■										
(2) 上位関連計画等整合整理			■									
(3) 居住誘導区域の見直し			■	■	■	■	■					
(4) 誘導施策の検証および目標設定			■	■	■	■	■					
(5) 施策指標の検証			■	■	■	■						
(6) 関係機関協議等運営支援					●							
(7) パブリックコメントの実施								■	■			
(8) 計画書および報告書作成								■	■	■	■	■
(9) 打合せ協議		●		●			●		●		納品時●	

計画素案の作成

計画案の作成

計画の策定・公表